

保護室棟等新営工事に当たり、翌年度にわたる債務負担の承認以前に事実と異なる工期で契約を締結して実質的に翌年度にわたる債務負担を行うなど会計経理が不適正

4 件 不当金額(支出) 2 億 4 8 4 8 万円

1 工事契約等の概要

(1) 保護室棟等新営工事契約の概要

帯広、横浜両刑務所、紫明女子学院及び八街少年院（以下、これらを「4刑事施設等」という。）は、工期を平成22年3月末までとした保護室棟等新営工事契約4件（契約額計248,480,950円）を同年2月中旬又は3月上旬にそれぞれ締結した。そして、本件工事については、契約締結後に年度内に完了しない見込みとなったとして、予算繰越しのために、同年3月下旬に4刑事施設等の所在地を管轄する財務局長に「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」を提出し、当該財務局長からその承認を受けるなどして、工期を同年7月又は9月までとする変更契約を締結した。

(2) 予算繰越制度の概要

国の会計制度において、財政法（昭和22年法律第34号。以下「法」という。）が認める歳出予算の繰越しの制度には、法第14条の3の規定に基づく明許繰越と法第42条ただし書に基づく事故繰越とがある。このうち、明許繰越は、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することを認めるものである。

繰越明許費については、さらに、法第43条の3の規定に基づき、予算執行上やむを得ない事情がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内において、翌年度にわたって支出すべき債務を負担すること（以下「翌債」という。）ができるとされている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、4刑事施設等は、本件4工事契約のそれぞれにおいて、契約書上は21年度内に工事が完了することとしていたが、いずれも、次のとおり、22年2月中旬又は3月上旬の契約締結前から21年度内に工事が完了しないことが明らかなものとなっていた。

ア 設計図書等において、仮設塀等の仮設構造物の設置期間を契約書上の工期を上回る3か月から6か月としていた。

イ 入札公告日の22年1月以降、入札関係書類を受領に来た業者に対して、実際の工期末は翌年度の22年7月、9月又は10月であり、本件工事全体に係る金額で入札を行うことを書面で説明するなどしていた。

したがって、4刑事施設等は、翌債の承認以前の契約締結の時点で、契約の相手方である4会社に対して、実質的に翌年度にわたる債務負担を行っており、契約書に記載された契約額計248,480,950円は、実際は翌年度にわたる工期で実施する工事に係る額となっていた。

上記のとおり、翌債の承認以前に事実と異なる工期での契約締結により実質的に翌年度にわたる債務負担を行い、その後年度内に工事が完了しない見込みとなったとして翌債の承認を受けるなどしていた行為は、会計法令等の趣旨に照らして著しく適正を欠いており、不当と認められる。